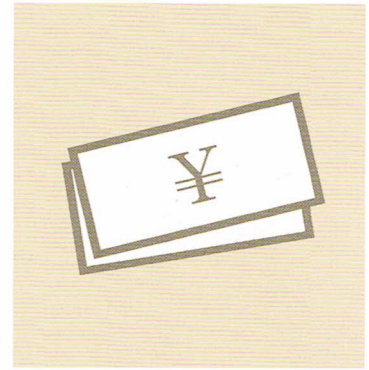


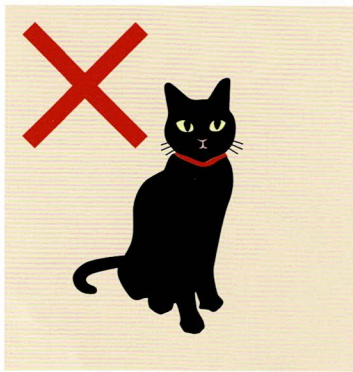


# 生活のルールを 守りましょう



## 組合費納入の義務

東三番街の住宅の所有者全員が管理組合員です。これによって組合費納入義務が生じます。(管理組合同約 第26条)



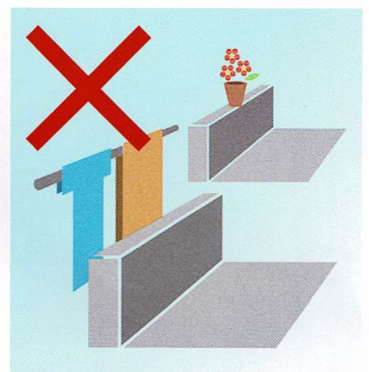
## ペットは飼えません

当団地では、小鳥や魚以外のペットを飼育することはできません。(管理組合同約 第13条)



## 共用部に私物は置けません

廊下や階段、アルコーブの共用スペース及び各戸のベランダでは、避難通路としての機能を確保するため、通行の障害となるような私物を置いてはいけません。(管理組合同約 共同生活の秩序に関する細則 第3条-3)



## 階下に配慮したベランダ使い

バルコニー、ルーフバルコニーの外側に洗濯物を干したり、手すりより高い位置に植木鉢などを置いてはいけません。(管理組合同約 共同生活の秩序に関する細則 第2条-13)



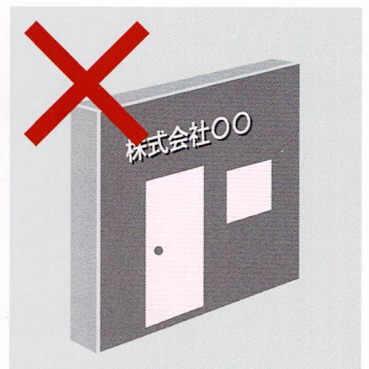
## ベランダでは所定の方法で排水

ベランダ全体に水をまかないようにしましょう。エアコン等の排水は雨水管まで引いて行ってください(管理組合同約 共同生活の秩序に関する細則 第3条-7)



## 専用庭は適切な使い方を

専用庭では、埋設された共有管等に影響を及ぼす可能性があるため高木の植樹は控えてください。花壇、菜園、物干し等の通常の庭としての用途にとどめるように心がけましょう。(管理組合同約 専用庭の使用に関する細則 第3条)



## 住宅を他の用途に使用することはできません。

本団地は住居専用です。他の用途には使用できません。(管理組合同約 共同生活の秩序に関する細則 第2条-1) ※住宅の模様替えや修繕等についても、管理組合理事会の承認を得る必要があります。(管理組合同約 住宅等の模様替え及び修繕等に関する細則)